

SOS ニュース

日常生活でトラブルが起きた場合の解決手段と手続き【1】

これから述べる紛争処理方法は、トラブルが起こってからのいわば対症療法的な処理方法といえますが、むしろ紛争やトラブルの発生を防止することこそ大事なことであって、紛争を予防し、または紛争処理を容易にするような、いわば予防法務の重要性を忘れてはなりません。

■ 公正証書の作成

※ 公正証書とは公証人役場で公証人によって作成される書面をいい、公証人が執務する場所のことを公証役場といいます。公証人は各地方の法務局に所属していますので、その所在地を知りたいときは、法務局（一般に登記所）に問い合わせれば教えてもらえます。

※ 公正証書を作る実益

① 強制執行ができる

金銭の支払いなどの契約書で、公証人が作成した公正証書であり、債務者がただちに強制執行を受けても構わない旨の陳述が記載されている契約書であれば、公正証書を債務名義として強制執行ができます。

② 証書の信用力を高める効力がある

公正証書は、証書としての信用力は高く、実際に生じた法律関係を確実にする効果がありますので、後日紛争が生じても、十分な証明力を発揮してくれます。

③ 第三者に対する効力がある

第三者に対して契約の存在やその内容を立証しようとする時に、その本領を発揮します。

④ 行為の期日の確定日付となる

■ 公正証書の作成の手続き

依頼（嘱託）する手続きとしては、①当事者双方が直接公証役場へ出向いて行う「本人嘱託」と、②代理人が本人の代わりに公証人役場に出向いて行う「代理嘱託」とがあります。

①の本人が直接出向いて作成する場合は、その本人の実印と印鑑証明書一枚、それと公正証書にしたいと思う契約書等の文書を持って公証役場へ行く

だけでよいのです。この場合、印鑑証明書は発効日から六か月以内のものが  
必要です。なお、公証人と面識のある人は、印鑑証明書の提出を省略できま  
す。

②の代理人が本人に代わって出向く場合には、本人の印鑑証明書（法人の場  
合には資格証明書も）のほかに、本人から代理人に対する委任状と、代理人  
自身の実印と印鑑証明書が必要となります。

（自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律<sup>得</sup>事典より）